

桐生市移住支援補助金交付要綱

令和6年4月1日
施行

桐生市移住支援補助金交付要綱(令和元年6月26日施行)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住に係る一時的な経済負担を軽減し、もって東京圏から桐生市(以下「市」という。)への移住の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的とする桐生市移住支援補助金(以下「補助金」という。)を、東京圏から市への移住者に対し交付することについて、桐生市補助金の交付に関する規則(平成10年桐生市規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査までの人口減少率が10パーセント以上の市町村
- (3) 大学等 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校等の高等教育機関
- (4) 暴力団等 次に掲げるものをいう。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - イ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - ウ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを不当に利用している者
 - キ 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、転入者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 移住元に関する要件について、次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職し、通勤した者については、通学期間の修業年限を上限(高等専門学校は2年を上限)として、対象期間に含めることができる。

ア 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

イ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

(2) 移住先に関する要件について、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 市に転入したこと。

イ 補助金の申請時において、転入日の翌日から起算して1年以内であること。

ウ 市に、補助金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。

(3) 地域の担い手としての役割に関する要件について、次に掲げるアからオまでのいずれかに該当すること。

ア 就業(一般)に関する要件について、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、群馬県が移住支援金の対象として移住・就業マッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて(イ)の求人を行った法人に就業していること。

(オ) (イ)の求人への応募日が、移住・就業マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 就業(専門人材)に関する要件について、次に掲げる事項の全てに該当する

こと。

(ア) 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就業すること。

(イ) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(エ) 当該就業先において、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(オ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(カ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

ウ 起業に関する要件について、地域未来交付金(地域未来推進型(移住・起業・就業事業))及びその前歴事業を活用して群馬県が実施する起業支援事業(以下「起業支援事業」という。)に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。

エ テレワークに関する要件について、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 移住先でテレワークによって勤務する(原則として、恒常的に通勤しない)こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

(ウ) 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))地域未来交付金(デジタル実装型)又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供を受けていないこと。

オ 関係人口に関する要件について、市への移住相談を行い、かつ次に掲げる事項のいずれかに該当すること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく営業の許可又は届出を要する事業を除く。

(ア) 市が指定する商工振興施策を利用し、個人事業の開業又は法人の設立を行っていること。

(イ) 市が指定する商工振興施策を利用し、個人事業又は法人の事務所を移転し、引き続き当該個人又は法人の事業活動を行っていること。

(ウ) 市が指定する商工振興施策を利用し、事業を承継し、経営者又は代表者の変更を行っていること。

(エ) 農林水産業に就業すること。

(オ) 家業等に就業すること。

(カ) 市内に事業所を有する企業等に正規従業員として新たに就業すること。ただし、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更は除く。

(4) その他の要件について、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 暴力団等でないこと。

イ 日本国籍を有する者又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

ウ 過去10年以内に補助金を交付された者又は補助金を交付された者の世帯員でないこと。ただし、補助金を全額返還した場合や、過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が5年以上経過して18歳以上となり、群馬県及び市が認める場合を除く。

エ その他群馬県及び市が補助金の対象として不相当と認めた者でないこと。

2 前項に規定する交付対象者が2人以上の世帯の世帯員である場合は、交付対象者を含む2人以上の世帯員が次に掲げる事項の全てに該当していなければならない。

(1) 移住元において、同一世帯に属していたこと。

(2) 市に転入したこと。

(3) 補助金の申請時において、同一世帯に属していること。

(4) 補助金の申請時において、転入日の翌日から起算して1年以内であること。

(5) 暴力団等でないこと。

(6) 過去10年以内に補助金を交付された者又は補助金を交付された者の世帯員でないこと。ただし、補助金を全額返還した場合や、過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が5年以上経過して18歳以上となり、群馬県及び市が認める場合を除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、交付対象者が単身の場合にあつては60万円、2人以上の世帯の場合にあつては100万円とする。

2 2人以上の世帯の場合において、18歳未満の世帯員(申請日の属する会計年度の4月1日時点において18歳未満である者で、税法上の扶養要件を満たすもの)を帯同して転入した場合には、18歳未満の者1人につき100万円を加算する。ただし、加算人数の上限は3人とする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、転入日の翌日から起算して1年以内(第3条第3号ア、イ又はオの(エ)から(カ)までのいずれかの要件に該当する者については、転入かつ就業後)かつ交付を受けようとする会計年度の市長が定める日まで、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 桐生市移住支援補助金交付申請書兼実績報告書 次のアからオに掲げる場合に依りて、当該アからオに定めるもの
- ア 第3条第3号アの要件を満たす場合 桐生市移住支援補助金交付申請書兼実績報告書(一般)(様式第1号)
 - イ 第3条第3号イの要件を満たす場合 桐生市移住支援補助金交付申請書兼実績報告書(専門人材)(様式第1号の2)
 - ウ 第3条第3号ウの要件を満たす場合 桐生市移住支援補助金交付申請書兼実績報告書(起業)(様式第1号の3)
 - エ 第3条第3号エの要件を満たす場合 桐生市移住支援補助金交付申請書兼実績報告書(テレワーク)(様式第1号の4)
 - オ 第3条第3号オの要件を満たす場合 桐生市移住支援補助金交付申請書兼実績報告書(関係人口)(様式第1号の5)
- (2) 写真付き身分証明書の写し(住所、氏名及び生年月日を確認できるもの)
- (3) 移住元の住民票の除票の写し(移住元及び市での在住地を確認できるもの。
この場合において、2人以上の世帯の補助金額を申請する場合にあつては、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元及び市での在住地を確認できるもの)
- (4) 戸籍の附票の写し(転入前の過去5年以内に直近の移住元以外に在住地がある場合にあつては、過去5年の在住地が確認できる申請者本人の書類。過去10年以内に東京圏以外に在住地がある場合にあつては、過去10年の在住地が確認できる申請者を含む18歳以上の世帯員全員の書類)
- (5) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書(様式第2号)(第3条第1号に規定する東京23区内への通勤の要件を満たすことにより補助金を申請しようとする被用者又は雇用者に限る。)
- (6) 開業届出済証明書等(移住元での通勤地を確認できる書類)及び個人事業等の納税証明書等(移住元での通勤期間を確認できる書類)(第3条第1号に規定する東京23区内への通勤の要件を満たすことにより補助金を申請しようとする法人経営者又は個人事業主に限る。)
- (7) 通学していた東京23区内の大学等の卒業証明書等(在学期間を確認できる書類)(第3条第1号の要件で通学期間を対象期間に含める場合に限る。)
- (8) 移住先の就業先の就業証明書(一般)(様式第3号)(第3条第3号アの要件を満たす場合に限る。)
- (9) 移住先の就業先の就業証明書(専門人材)(様式第3号の2)(第3条第3号イの要件を満たす場合に限る。)
- (10) 起業支援金の交付決定通知書(第3条第3号ウの要件を満たす場合に限る。)
- (11) 所属先企業等の就業証明書(テレワーク)(様式第3号の3)(第3条第3号エの要件を満たす場合に限る。)
- (12) 業務委託契約書等(第3条第3号エの要件を満たすことにより補助金を申請

しようとする個人事業主に限る。)

(13) 開業届出済証明書等又は確定申告書の写し(第3条第3号エの要件を満たすことにより補助金を申請しようとする個人事業主に限る。)

(14) 申請前3か月において当該テレワーク業務の実態(収入)が確認できる書類(全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可。第3条第3号エの要件を満たすことにより補助金を申請しようとする個人事業主に限る。)

(15) 市が指定する商工振興施策の交付決定通知書等(施策を利用したことの確認できる書類)及び開業届出済証明書等(個人事業の開業、法人の設立、継続又は事業承継の確認できる書類)(第3条第3号オの(ア)から(ウ)までのいずれかの要件を満たす場合に限る。)

(16) 所属先企業等の就業証明書(関係人口)(様式第3号の4)(第3条第3号オの(エ)から(カ)までのいずれかの要件を満たす場合に限る。)

(17) その他、市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条に規定する提出書類の内容を審査後、交付の可否、金額、条件等を決定し、桐生市移住支援補助金交付決定及び補助金額確定通知書(様式第4号。以下「交付決定及び確定通知書」という。)又は桐生市移住支援補助金不交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(請求)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定及び確定通知書が届いた日から30日以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 桐生市移住支援補助金交付請求書(様式第6号)

(2) 補助金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し等(確実に振込可能となる情報(金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名)が確認できるものに限る。)

(交付方法)

第8条 市長は、前条第1号の請求書が提出された場合は、速やかに、補助金の全額を一括で交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還請求)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該各号に掲げる額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、群馬県知事と協議の上、市長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 協議の申請等をした場合 全額

(2) 補助金の申請日から3年未満のうちに市から転出した場合 全額

(3) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合(第3条

第3号ア又はイの要件を満たす場合に限る。) 全額

(4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合 全額

(5) 市が指定する商工振興施策に係る交付決定を取り消された場合 全額

(6) 補助金の申請日から3年以後5年以内に市から転出した場合 半額

- 2 前項の規定による補助金の交付決定の取消しについては桐生市移住支援補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により、補助金の返還請求については桐生市移住支援補助金返還請求通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。